# 平成23年度弁理士試験論文式筆記試験問題

# [特許·実用新案]

#### 【問題I】

甲は、積層した複数のティッシュペーパーを一組ずつ容易に取り出すことができる取出口Aに特徴を有するティッシュペーパー収納箱の発明を完成させ、特許出願Xをした。出願Xの特許請求の範囲は、次のとおりである。

「【請求項1】取出口Aを備えるティッシュペーパー収納箱。」

出願Xの明細書及び図面には、実施例1として、取出口Aを備えるティッシュペーパー収納箱が、実施例2として、取出口A及びティッシュペーパーの使用後に空となった収納箱を容易に折りたたむことができる点に特徴を有する構造Bを備えるティッシュペーパー収納箱が記載されている。

(注:以下において「取出口A」と「構造B」等の構成要素は符号(A、B等)のみで記載し、「ティッシュペーパー収納箱」は、単に「箱」と記載する。また、これらは解答においても同様とする。)

以上のことを前提として、以下の問いに答えよ。

解答に際して特許法第3条及び具体的な日付(年月日)について言及する必要はない。

(1) 甲が出願Xをしたのは、平成22年6月1日である。その後、甲は、AをA1に改良した箱の発明を完成させたので、平成23年4月1日に、出願Xの願書に最初に添付した明細書等に記載された発明に基づいて国内優先権(特許法第41条第1項に規定する優先権)を主張して、特許請求の範囲を「【請求項1】Aを備える箱。【請求項2】A1を備える箱。」とする特許出願Yをした。出願Yの明細書及び図面には、Aを備える箱の発明とA1を備える箱の発明が記載されていたが、A及びBを備える箱の発明は記載されていなかった。

一方、**乙**は、平成 22 年 9 月 1 日に特許請求の範囲を「【請求項 1 】 **A**及び**B**を備える箱。」とする特許出願**W**をした。

(イ) 出願**W**が、出願**X**及び**Y**との関係において拒絶理由を有するか否かについて、理由とともに説明せよ。

ただし、出願Yは、出願公開(出願公開の請求(特許法第64条の2)による出願公開を除く。)されており、また出願Yは、当該出願公開時に、出願Xの願書に最初に添付した明細書等に記載された発明に基づく優先権の主張を伴っているものとする。

(次頁へ続く)

(p) **甲**は、出願**W**が出願公開の請求(特許法第 64 条の 2)により平成 23 年 6 月 1 日 に出願公開されたことを平成 23 年 7 月 1 日に知った。

この場合に、Aを備える箱の発明、A及びBを備える箱の発明及びA1を備える箱の発明の全てについて、甲が、単独で特許権を得るために特許法上採り得る主な方法を2つ、その方法を採るべき理由とともに説明せよ。

ただし、出願Yは取り下げられることはないものとし、また、 $\mathbf{P}$ は出願 $\mathbf{W}$ に係る発明について特許を受ける権利を $\mathbf{Z}$ から譲り受けることはないものとする。

(2) **甲**は、日本国特許庁を受理官庁として、出願**X**に基づき、特許協力条約第8条(1) に規定される優先権を主張して国際出願**P**をした。**甲**がその後に国際出願**P**について特 段の手続を行わなかった場合に、出願**X**がどのように扱われるかを条文に即して説明せよ。

ただし、国際出願Pは、特許協力条約の規定に基づく国際出願日が認められているものとする。また、国際出願Pの願書は、日本国を指定しない旨の表示を伴わないものとする。

【100点】

## [特許·実用新案]

### 【問題Ⅱ】

甲会社と**乙**会社は、特許請求の範囲を「\*\*\*を用いる液体中の物質 $\alpha$ の含有量測定方法。」(以下「発明**イ**」という。)とする特許権**P**を共有している。この発明**イ**は、液体中の物質 $\alpha$ の含有量を瞬時に測定できるという点に特有の効果を有する新規な発明である。

甲は、物質 $\alpha$ を含む飲料水Xの製造時に発明Aの方法を使用し、当該飲料水Xを製造・販売している。

以上を前提にして、以下の各間に答えなさい。なお、設問1及び2は、それぞれ独立しているものとする。

- 1. **丙**会社は、物質 α を含む化粧水 Y を製造・販売している。**丙**が一般に公開している資料には、この化粧水 Y の製造時に、物質 α の含有量を瞬時に測定して成分調整をしていることが記載されている。**甲**は、**丙**の上記公開資料から、**丙**が発明 イ の方法を使用していると考え、特許権 P に基づき、**丙**の上記測定行為の差止めを求める訴訟を提起しようとしている。
  - (1) 仮に、**丙**が実際に発明**イ**と同一の方法を使用して物質 $\alpha$ の含有量を測定し、化粧水**Y**を製造しているとする。
    - ① **甲**が**乙**と共同して、上記測定行為の差止めを求める請求とともに、以下の(a) 及び(b)の請求を行った場合、それぞれ認容されるか、理由とともに説明せよ。
      - (a) 化粧水Yの販売行為の差止請求
      - (b) 化粧水Yの廃棄請求
    - ② 甲は、上記測定行為の差止請求訴訟を単独で提起することができるか、理由 とともに説明せよ。
  - (2) 仮に、丙は発明イと異なる方法を使用しているとする。
    - ① **丙**が、上記測定行為の差止請求訴訟の場において、単に自己の測定方法が発明**イ**の方法ではないとのみ主張することは認否として適切か、理由とともに説明せよ。
    - ② **丙**が、自己の測定方法を記載した書類を上記訴訟において提出する場合に、 その書類の内容が自己の営業秘密と考えるものであるとき、その秘密を保持す るために、**丙**が法律上採り得る方法を2つ挙げた上で、それぞれの効果を含め、 説明せよ。
  - (3) **丙**は発明**イ**に係る特許について特許無効審判を請求し、無効にすべき旨の審決がされた。この場合、**甲**は単独で、当該審決の取消訴訟を提起することができるか。 理由とともに説明せよ。

(次頁へ続く)

2. **丁**会社は、特許権**P**の存在を知り、自己の今後の商品開発及び製造には、この発明**イ** に関する技術が必要不可欠であり、特許権**P**の特許権者になりたいと考えている。そこで、**甲**及び**Z**にその旨提案した。これに対し、**甲**は、特許権**P**の自己の持分を**T**に承継 させる意思はないと回答し、一方、**Z**は、特許権**P**の自己の持分を**T**に全て承継させてもよいと回答した。

この場合、**T**が、特許権**P**の**Z**の持分を承継するために必要な要件について、その要件が特許法上必要とされている趣旨とともに、説明せよ。

【100点】